

# 総会議事録

令和2年8月

令和2年8月11日(火)開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会議事録

会期 令和2年8月11日(火)

開会 午前9時33分、閉会 午前9時56分

場所 宮津市役所 第5会議室

## 農業委員

出席 今中 瞳美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉  
関野 揭司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聰  
吉田 雅典、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

13名

欠席 吉田 進

1名

## 農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、平野 信也、糸井 久和、和田 隆  
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

9名

欠席 宮前 善有

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第23号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第3 議案第24号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和2年8月定例総会を開会いたします。

梅雨も明け大変暑い日が続いております。

また、コロナウイルス感染者が近隣市町でも確認されておりまして、委員の皆様には体調管理、予防対策とも十分に御注意いただくことをお願いしたいと思います。

さて、本日は新体制になりまして、初めての定期総会となります。

委員の皆様にはこれから3年間大変お世話をかけすることと思いますが、委員会運営に御理解、御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

会議に入ります前に先月の初総会で御挨拶いただけませんでした永濱産業経済部長さんに来ていただいておりますので、一言御挨拶をいただきます。

〔永濱部長〕

皆様、改めましておはようございます。産業経済部部長の永濱と申します。農業委員の皆様には平素から農地の最適化の推進、農業振興に御尽力いただきておりますことこの場をお借りしてお礼を申し上げます。先ほど関野会長からありましたが、新たな体制の下、3年間お世話になります。御苦労お掛けするかと思いますがよろしくお願ひします。

私事ですが、4月から産業経済部に参りました。4月から4か月ほど経ちますが、現在もコロナ禍にあり観光業者の皆様を中心に経済状況が非常に逼迫しております。農業に関しても商売をされている方々が影響を受けることでそこへ下ろされている方々、また給食が中断したことにより影響を受けておられる方がいらっしゃいます。宮津市も財政状況が非常に苦しい中、国より交付金を頂きながら様々な事業をしており、ブレーキを踏みながらアクセルも踏まなければならない状況でございます。施策に対して批判等もお聞きする場合もありますが、経済活動を復活していくために必要でございます。農業者様を含め、商業、工業等をされている方々皆様の雇用を続けていくために事業をしております。何かと御理解を頂きたいと思います。

今後3年間、関野会長を中心に御尽力いただきたいと思います。また、4月から職場に関しましても今まで農業委員会は別室でございましたが、産業経済部と同フロアになりました。3密になってしまい、皆様には御迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、産業経済部と農業委員会一体となって産業振興に努めてまいりたいと考えております。今後とも何でも産業経済部にもお声掛けいただいて、一緒に地域の農業振興に努めて参りたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

[関野会長]

それでは、議事に入ります。本日の出席委員は 24 名中 23 名、欠席委員は、宮前推進委員の 1 名です。吉田推進委員がまだお見えになりませんが来られると思います。(結局欠席) 農業委員の過半数が出席していますので、総会は成立しております。

それでは、日程第 1 「議事録署名委員」の指名をします。今中会長職務代理、石田委員にお願いします。

次に、日程第 2 議案第 23 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] お手元の資料の 3 頁を御覧ください。議案第 23 号になります。

「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。5 件ございます。

1 番です。大字難波野※※番、登記簿地目は畠、面積は※※m<sup>2</sup>です。所有者は※※様で※※にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成 2 年以降、耕作していないということです。

2 番です。大字上司※※番、登記簿地目は田、面積は※※m<sup>2</sup>です。所有者は※※様、上司の方で既に無くなっています。相続人の※※様からの申請です。非農地の事由につきましては、平成 21 年以前から耕作していないということです。

3 番です。大字上司※※番ほか 1 筆、合計 2 筆、登記簿地目はいずれも田、面積は合計で※※m<sup>2</sup>です。このうち大字中津※※番の田につきましては農振農用地区域に指定されております。所有者は※※様で※※にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成 15 年 1 月 1 日以前から耕作していないということです。

裏面の 4 頁を御覧ください。4 番です。大字中野※※番、登記簿地目は田、面積は※※m<sup>2</sup>です。所有者は※※様で※※にお住まいです。

非農地の事由につきましては、平成 21 年 5 月から耕作していないということです。

5 番です。大字鶴賀※※番、登記簿地目は畠、面積は※※m<sup>2</sup>です。所有者は※※様で※※にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成 20 年 12 月から耕作されていないということです。

具体的な場所につきましては 5 頁から 10 頁に地図を添付しております。

最初の 5 頁に 1 番の難波野の案件、6 頁に 2 番の上司、次の 7 頁に 3 番の上司、8 頁に同じく 3 番の中津、次の 9 頁に 4 番の中野、10 頁に 5 番の鶴賀の案件を表示しております。

次の 11 頁から 13 頁に現地写真を添付いたしております。11 頁に 1 番と 2 番の

案件、12 頁に上下 2 枚が 3 番、13 頁に 4 番と 5 番の案件を掲載しております。

11 頁を御覧ください。1 番の案件でございます。

この土地につきましては、写真に写っております右側の雑草、左側の竹の群生部分と両方を含んだ範囲が該当しております。耕作する人手がないため放棄したところ原野となっております。

その下の 2 番の案件です、こちらは耕作をされていた所有者が死亡され、その後湿地であるなど状態も悪く耕作者の人手不足により原野化しております。

次の 12 頁になります。3 番の 2 筆分です。いずれの土地も耕作が困難な場所にあることから不耕作地となり、現在は原野となっております。

このうち、下の写真が農振農用地区域でございますが山際で進入路も崩壊しており、葦が群生しております。

次の 13 頁を御覧ください。上の 4 番の案件です。

この土地につきましては、耕作をされていた所有者が亡くなられたことから不耕作地となり、過去には駐車場として使用された経過もあり原野化しております。

最後下の 5 番です。所有者は市外へ転出しておられ、平成 20 年までは近所の方が耕作されておりましたがその後返還されてからは耕作者がなく現在に至っております。

議案第 23 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いします。1 番、4 番につきましては吉田雅典委員、2 番と 3 番の上司につきましては宮崎健治委員、3 番につきましては宮崎正之委員、5 番については宇野委員よりお願ひします。

〔吉田雅典委員〕 1 番の難波野の案件でございます。現地の写真は 11 頁の 1 番でございます。さる 7 月 27 日、事務局及び和田推進委員により現地を確認し審査を行いました。

事務局の説明のとおり 30 年間耕作されていないということで、写真のとおり雑草、竹が群生し原野化ております。現状では耕作することが困難で、これから耕作される見込みもないと思われることから、非農地として判断しました

〔宮崎健治委員〕 2 番の上司の案件でございます。現地の写真は 11 頁の 2 番でございます。

7 月 30 日、事務局 2 名及び中津担当の宮崎正之委員、宮前推進委員により現地確認を行いました。

事務局の説明のとおり 10 年間耕作されていないということで、現在は写真の

とおり雑草が生え原野化しております。周辺では近年、耕作放棄地が目立っております。当地につきましても今後、耕作される見込みもないことから非農地として判断しました。

つづきまして3番の案件でございます。写真は12頁でございます。

この土地につきましては、平成15年から17年以上耕作されていないということで、現在は写真のとおり雑草が生え原野化しており今後、耕作される見込みもないことから非農地として判断させていただきました。以上です。

[関野会長] 3番につきまして宮崎正之委員、お願ひいたします。

[宮崎正之委員] 3番の中津の案件でございます。

7月30日、事務局2名及び中津担当の宮崎正之委員、宮前推進委員により現地確認を行いました。

12頁下の写真になりますが、こちらの土地は山際ということで浸入路の途中から荒地となっております。平成15年から17年以上耕作されていないということで、写真のとおり葦が多数生えておりまして、耕作することが困難であり、今後、耕作される見込みもないということで非農地として判断いたします。以上です。

[関野会長] 宇野委員お願いします。

[宇野委員] 5番の案件です7月27日事務局、酒井委員で現地を確認しました。

13頁の5番の写真で分かるかと思いますが、雑草が凄く何年も耕作されておらず周りに民家がたくさん建っておりこのままでは農地として利用できないと思われます。

[関野会長] 順番が変わりましたが、吉田委員4番をお願いします。

[吉田雅典委員] 4番の中野の案件でございます。

現地の写真は13頁の4番の上でございます。こちらにつきましても、1番と同日7月27日、事務局及び和田推進委員により現地を確認し審査を行いました。耕作放棄されてから10年以上が経過し、写真のとおり原野化しております。今後、耕作される見込みもなく非農地として判断しました。

[関野会長] ありがとうございました。

これより議案第23号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

[関野会長] 異議なしと認め、議案第23号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] 議案第23号については、承認します。

次に、日程第3議案第24号「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] 14頁を御覧ください。議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について意見を求めるます。

2件ございますが、2件とも同じ1筆の土地についての所有権移転となっており実質1筆の移転となります。中間管理機構を仲介していることから2件に分けて挙げさせていただいております。

農地につきましては、大字国分※※番、登記簿地目、現況地目とも田、面積は※※m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者は※※様で、所有権の移転を受ける者は一般社団法人京都府農業会議で利用目的は畑、売買価格は※※円です。移転の時期、支払期限とも8月25日となっております。

次に2番です。農地につきましては、先程と同じ農地となります。

所有権を移転する者につきましては一般社団法人京都府農業会議、所有権の移転を受ける者は※※様です。利用目的ほかにつきましても先程と同様となっております。

議案第24号に係ります説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いします。

[関野会長] これより、議案第24号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

[関野会長] 異議なしと認め、議案第24号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 以上で、議事日程は全て終了しました。議案書の最後のページに、先の役員会で行われた専決報告の一覧を添付しております。御質問等ありましたら、会議終了後に事務局までお願いします。

富津市農業委員会會議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により  
署名する。

会長 関野 捷司

委員 今中 瞳美

委員 石田 司

記録者 小西 正樹

